

民事訴訟法特論講義

関西大学法学部教授
栗田 隆

第8回 (目次)

- 上訴概論
- 判決の確定

上訴制度

- 裁判に不満のある当事者が上級裁判所に対してする不服申立てを上訴という。
- 経験の豊かな裁判官を上級裁判所に集めるという裁判所の階層構造と一体となった上訴制度が設けられている。
- 上訴制度の目的
 1. 下級裁判所の誤った裁判から当事者を救済すること
 2. 法令解釈の統一を最高裁判所により図ること

上訴の対象(1)判決

- 控訴（[281条](#)） 地方裁判所または簡易裁判所が第一審として下す判決に対する上訴である。事実審理もする。
- 上告（[311条](#)） 上告審(法律審)への上訴である。主として控訴審判決が対象となる。例外的に、高等裁判所が第一審裁判所として下す判決に対する上訴も、上告である。
- 特別上告（[327条](#)） 高等裁判所が上告審としてなす判決に対する上訴である

上訴の対象(2) 決定または命令

- 抗告（328条） 決定・命令に対する上訴。
- 再抗告（330条） 抗告審の決定に対する上訴。
最高裁判所への再抗告は許されない（裁判7条2項）。
- 特別抗告 一般規定に従えば最高裁への抗告が認められない場合に、憲法違反を理由に例外的に認められる最高裁への抗告（336条、裁判7条2項）。
- 許可抗告 高裁の判例が不統一となっている場合等に例外的に認められる最高裁への抗告（337条、裁判7条2項）。

異議

問題となっている裁判がなされた事件が係属している裁判所に対する不服申立である。例

1. 手形訴訟における異議（[357条](#)。手形訴訟では審理方法が制限されているので、上訴の前に判決をした裁判所が通常の訴訟手続によりもう一度審理・判決する）
2. 少額訴訟の終局判決に対する異議（[378条](#)）
3. 訴訟指揮等に対する異議（[150条](#)）

23条1項6号（前審関与者の関与禁止）の適用なし。

通常の不届申立てと非常の不届申立て

- 通常の不届申立て 判決の確定を遮断する効果のある不届申立てである(116条に挙げられている不届申立方法)。
- 非常の不届申立て 判決の確定を遮断する効果を有しない不届申立である。
 1. 再審の訴えが代表例である。
 2. 特別上告(327条1項)も、確定遮断の効力がないので(116条1項カッコ書参照)、非常の不届申立である。

判決の確定時期（116条）

通常の不服申立方法が尽きたときに判決は確定する。

1. 通常の不服申立てをなしうる間は、判決は確定しない。
2. 通常の不服申立方法が提起されると、その不服申立てについて訴訟が行われている間は、判決は確定しない。
3. 不服申立ての取下げ又は却下の場合に判決がいつ確定するかについては、議論は分かれる。